

予備審査制を利用したマニフェスト申告における  
審査区分（税関検査の要否）の通知時期の見直し

（令和8年7月以降実施）

【Q & A】

令和8年5月

関税局業務課

－ 目 次 －

(問 1) どのような目的で審査区分（税関検査の要否）の通知時期の見直しを行うのですか。	- 1 -
(問 2) 審査区分（税関検査の要否）の通知はいつになるのですか。.....	- 1 -
(問 3) 予備審査制を利用しても予備申告が受理されないということでしょうか。.....	- 1 -
(問 4) 予備申告の審査状況（審査終了を含む。）は確認できるのでしょうか。.....	- 1 -
(問 5) すべての申告が見直しの対象になるのですか。.....	- 1 -
(問 6) なぜマニフェスト申告のみが見直しの対象となるのでしょうか。.....	- 1 -
(問 7) A E O 輸入者及び A E O 通関業者が見直しの対象とならないのはなぜですか。.....	- 2 -
(問 8) 仮に A E O 輸入者及び A E O 通関業者においてマニフェスト申告・予備審査制の不適正な利用が見られた場合、税関はどうするのですか。.....	- 2 -
(問 9) 税関長が適当と認める者とは、具体的にどのような者ですか。.....	- 2 -
(問 10) 税関長が適当と認める者については、取り消される場合があるのでしょうか。あるとすれば、どのような場合でしょうか。.....	- 2 -
(問 11) 事前情報として提出が求められるのはどのような項目ですか。.....	- 3 -
(問 12) 事前情報はどのように提出するのでしょうか。.....	- 3 -
(問 13) 変更後の業務仕様書が掲載されるのはいつでしょうか。.....	- 3 -
(問 14) 審査区分（税関検査の要否）の通知時期が遅くなることにより、輸入通関に係る事務負担・所要時間に変化がありますか。.....	- 3 -
(問 15) 実施日はいつですか。.....	- 3 -

(問1) どのような目的で審査区分(税関検査の要否)の通知時期の見直しを行うのですか。

- 予備審査制を利用したマニフェスト等による輸入申告(以下「マニフェスト申告」という。)における審査区分(税関検査の要否)の通知を悪用し、輸入貨物の審査・検査の要否を確認したうえで、不正な貨物を発送・輸入する事案が発生しています。
- このような悪用を阻止するため、審査区分(税関検査の要否)の通知時期を見直すこととしました。

(問2) 審査区分(税関検査の要否)の通知はいつになるのですか。

- 予備申告が本申告に切り替わった後に、審査区分(税関検査の要否)が通知されません。
- なお、特例輸入者(以下「AEO輸入者」という。)が行う予備申告、認定通関業者(以下「AEO通関業者」という。)が扱う予備申告及び税関長が適当と認める者が行う予備申告については、従来どおり、予備申告時に審査区分(税関検査の要否)が通知されます。

(問3) 予備審査制を利用しても予備申告が受理されないということでしょうか。

- 予備申告が本申告に切り替わった後に、審査区分(税関検査の要否)が通知されますが、予備申告の受理は従来どおりのタイミングで行われ、予備申告に対する審査が行われます。
- なお、NACCSを利用した申告(システム申告)の場合は、輸入マニフェスト申告控(予備申告)情報に審査区分は出力されません。

(問4) 予備申告の審査状況(審査終了を含む)は確認できるのでしょうか。

- 審査状況(審査終了を含む)は確認できません。

(問5) すべての申告が見直しの対象になるのですか。

- 見直しの対象はマニフェスト申告であるため航空貨物が対象となります。また、対象にはドキュメント通関申告も含まれます。なお、海上小口貨物に係る簡易通関は、一般の見直しの対象ではありません。
- NACCSを利用した申告(システム申告)のほか、マニュアル申告も対象です。

(問6) なぜマニフェスト申告のみが見直しの対象となるのでしょうか。

- マニフェスト申告は、適正な輸入申告が行われることを前提に、統計品目番号及び関

税率等の輸入申告項目の一部を省略した簡易な通関手続を認めているものです。

- 一方で、マニフェスト申告の不適正な利用が散見されており、その中でも、予備審査制の審査区分（税関検査の要否）の通知を悪用し、輸入貨物の審査・検査の要否を確認したうえで、不正な貨物を発送・輸入するなどの重大な事案も確認されています。
- したがって、予備審査制とマニフェスト申告の併用に着目した見直しを行うこととしました。

（問7）AEO輸入者及びAEO通関業者が見直しの対象とならないのはなぜですか。

- AEO輸入者及びAEO通関業者は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者として税関が承認・認定した者であり、適正な通関手続の実施が期待できるためです。
- 税関では、AEO制度を利用する事業者に対して、税関手続の簡素化等のベネフィットを提供することとしていますので、AEO制度の利用をご検討ください。

（問8）仮にAEO輸入者及びAEO通関業者において、予備審査制を利用したマニフェスト申告の不適正な利用が見られた場合、税関はどうするのですか。

- AEO輸入者、AEO通関業者に対しては、関税法第7条の6又は第79条の2の規定に基づく改善措置の求め等により対応します。

（問9）税関長が適当と認める者とは、具体的にどのような者ですか。

- 次に掲げる全ての要件に適合することを税関長が確認した者です。
  - 予備申告前に、予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）をNACCSにより提供できること。
  - AEO輸入者又はAEO通関業者の承認・認定が見込まれること。
- その他、現在の通関業務における輸入申告の誤りの発生状況、通関業法第38条（報告の徴取等）に基づく、質問又は検査の結果も考慮します。

（問10）税関長が適当と認める者については、取り消される場合があるのでしょうか。あるとすれば、どのような場合でしょうか。

- 問9に記載した要件に適合しないこととなった場合には、審査区分を通知しない旨を税関長から通知します。
- 当該通知を受けた者は、予備申告における審査区分（税関検査の要否）の通知を受けることができなくなります。

(問 1 1) 事前情報として提出が求められるのはどのような項目ですか。

- 積載機名、入港年月日、取卸港、積出地、積出地名、HAWB番号、荷送人名、品名、個数、重量、荷受人名、荷受人住所、荷受人郵便番号、荷受人電話番号、集荷都市、集荷国を基本とし、その他の情報は提出先税関との調整になります。

(問 1 2) 事前情報はどのように提出するのでしょうか。

- NACCSの専用業務を使用して行います。
- 詳細は後日お知らせします。

(問 1 3) 変更後の業務仕様書が掲載されるのはいつでしょうか。

- 現在準備中です。NACCS掲示板に掲載され次第お知らせします。

(問 1 4) 審査区分（税関検査の要否）の通知時期が遅くなることにより、輸入通関に係る事務負担・所要時間に変化がありますか。

- 予備申告が本申告に切り替わった後に、審査区分（税関検査の要否）が通知されることになるため、一定程度の影響があると考えられますが、事業者により影響は異なりますので一概に申し上げることはできません。

(問 1 5) 実施日はいつですか。

- 令和8年7月1日以降に実施します。
- 輸入者、通関業者、保税業者の準備期間等を考慮して、正式に実施日を決定します。